

JSIP 2025 法務省パート

知的財産権侵害への対策に関する各国の経験の共有

2025年10月23日

日弁連知財センター/弁護士知財ネット

弁護士 矢部耕三

サブテーマ1：知的財産侵害物品の水際対策

- 各登壇者より、知的財産侵害物品の水際対策について各国の状況を説明いただく

- フィリピン税関 法務官(Attorney III)

Kayrel V. Padilla

- タイ王国税関 執行部 部長

Kansakol Indrasawat

- 財務省 関税局業務課知的財産調査室 上席調査官

横越 有由

サブテーマ2：インターネット上の知的財産権侵害事案の現状と対策

- 各登壇者より、インターネット上の知的財産権侵害事案の現状と対策について各国の状況を説明いただく
 - ・ インドネシア法務省知的財産総局執行局 IP検査官/法務アナリスト
Romandelas Manurung
 - ・ マレーシア国内取引・生活費省 取締担当副総局長
Shamsul Nizam Khalil
 - ・ シンガポール アレン・アンド・グリードヒル法律事務所 カウンセル、弁護士
Vignesh Vaerhn
- 日本の議論状況について簡単に説明する
 - ・ インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー
 - ・ プラットフォーマーの責任を巡る議論状況

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー

- コンテンツ産業のデジタル化が進展する中、日本発のアニメ・マンガ・映画等のコンテンツの著作権等に対する侵害行為は国境を越えて拡大し、その手口は多様化・巧妙化している。
 - インターネット上の海賊版に関する対策は、重要。
- 日本政府は2019年に初めて「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」(対策メニュー)を策定し、その後更新を続けている。最新版は、2024年5月に更新されている。
- 対策メニューは、以下の観点から取るべき対応を検討
 1. 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組
 2. 海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組
 3. 海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組
- サイトブロッキングについては、通信の秘密及び表現の自由の侵害、検閲の懸念等があり、未だ法制化するには至っていない

1. 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

- 国内における著作権教育・意識啓発: **2020年著作権法改正**により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る
- 検索サイト対策: 検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、**海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組**を促進する
- アクセス警告方式: セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る
- フィルタリング:
 - ・ 青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る
 - ・ セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る。

(注)ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討

2. 海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

- 被害の実態把握: **日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握**を行う(配信先が国外向けか(日本への配信も含む)、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能かの検討も含む)
- 国際連携・執行等の強化:
 - **国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助等による捜査の推進**を図る
 - 海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する
 - 海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する
 - 悪質なリーチサイトへの捜査を推進する
 - 諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う
- 発信者の特定の強化: **権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求手続の簡易化・迅速化**を図る**2021年改正プロバイダ責任制限法**について、関係機関との連携や周知を実施する
- プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化: インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付ける制度整備を進める

3. 海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

- 海賊版サイトへの広告出稿の抑制: 海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う
- **CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止:** **権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る**
- 正規版の流通促進: 海外市場の獲得を視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でのコンテンツの正規版の流通を促進する

プラットフォーマーの責任を巡る議論状況

- 間接侵害規定が存在しない著作権法の分野では、プラットフォーマーが規範的な侵害者と認定される場合に、プラットフォーマーが責任を負うべき主体であるとする「規範的主体論」が議論されている。
 - ・ 一般的には、侵害行為の対象、方法、侵害行為への関与の内容、程度等を考慮して判断されると考えられている(最判平成23年1月20日[ロクラクII事件最高裁判決]、最判令和4年10月24日[音楽教室事件最高裁判決]等)。
- インターネットショッピングモール内の商店が行った商標権侵害について、モール運営者が責任を負うことがあり得ることを述べた裁判例として、知財高判平成24年2月14日[チュッパチャップス事件知財高裁判決]がある。
 - ・ 「ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、その者が出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすると解することができると解するのが相当である」

プラットフォーマーの責任を巡る議論状況

- 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)

(損害賠償責任の制限)第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、**権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合**であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって**他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。**
- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって**他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。**